

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

平成28年度第4回企画改善部会・基準法システムWG 議事録（案）

日時：平成29年2月14日（火）13：00～13：50

場所：一般財団法人大阪建築防災センター 会議室

資料：指定確認検査機関と特定行政庁との通知・報告配信システム運用ルール
データ報告についての要望

出席：大阪建築防災センター建築確認検査機構企画審査部 草宮部長、飯森様、伊藤様
大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 津田課長補佐、仲村様
事務局（ICBA）久保（記）

議事：通知・報告配信システムを活用したデータ送信上の課題・問題点について

総括：データ送信において特に大きな課題はないが、変更届等の送信に改善の余地がある。

主な意見等

1. 変更届等について

- ・大阪防災では、変更前後のデータを含めて変更届等の内容を入力している。これに対して運用ルールでは、提出された変更届等のPDFファイルを送信することとされており、この作業は手間がかかる。そこで、変更届等の入力データを送信することでPDFファイルの送信を省略したい。（大阪防災）
→大阪府では、送信されたPDFファイルを見ながら手入力している。（大阪府）
→対応には長期間を要すると思われるが、ご要望を踏まえ、システムの仕様を検討する。（ICBA）

2. 仮使用認定報告について

- ・仮使用認定報告を送信できるようにしてほしい。（大阪防災）
→共用データベースは対応済みなので、送信側のシステムで対応すれば送信可能である。（ICBA）

3. その他

- ・データ送信のメリットの1つに、郵便集荷の時間を気にしなくてよくなった点がある。期限に間に合わせるために最優先で郵送処理を行う必要がなくなった。（大阪防災）
- ・データ送信先の特定行政庁は一部であり、紙送付とデータ送信が混在しているが、それによる業務の煩雑さは特に問題ではない。（大阪防災）
- ・データ送信で負担増となった点は、4面以降のデータ入力である。送信先特定行政庁がふえた場合、この負担増への対応（マンパワー）が必要であり、それには一定の準備期間が必要。（大阪防災）
- ・データ修正が発生した場合、修正後のデータを再送信している。（大阪防災）
→大阪府では既に登録したデータを削除し、再度登録している。（大阪府）
- ・大阪府では、建築計画概要書の閲覧請求に対し、システムからPDFファイルを印刷することで対応。ただしシステムにPDFファイルを登録するまでの間は、簿冊で対応。簿冊は厚紙で構成されており、厚紙で送られた概要書はそのまま綴じ込むが、普通紙で送られた概要書は府で厚紙にコピーして綴じ込んでいる。（大阪府）

以上